

平成30年度沖縄県社会福祉事業団事業報告書

1 利用者に対する姿勢

(1)人権の尊重

①経営理念・経営方針等の周知

- ア) 各施設の管理職は、経営理念・経営方針等を職場内研修及び職員ヒヤリング等を活用し、職員に周知した。また、事務局は、経営対策監会議や新任職員研修及び管理職研修において、全職員が同じ価値観・方向性を持ち業務に就けるよう理事長及び常務より周知を図った。

②倫理教育の充実

- ア) 各施設は、職員倫理綱領や職員行動基準、法令遵守要綱、虐待防止法等の委員会及び職場内研修を実施し、適切なサービスが提供できるよう職員周知を図った。

イ) 職員が「倫理綱領自己チェック表」を用い、適切に福祉サービスを提供しているか自己評価を行うと共に、ヒヤリング等を通して課題を抽出し、各施設の倫理委員会にて検討を行い改善に向けた。

ウ) 事務局は、施設からの倫理委員会の報告を受け、課題のある施設については施設毎に管理職等に対応について再確認すると共に、早急に改善を要する事項については事務局及び施設と協働で対応を図った。

③利用者の自己決定と選択の尊重

ア) 施設は、サービス提供において、利用者へ十分な説明を行い、十分な理解を得たうえでの福祉サービス提供を徹底した。

イ) 利用者やその家族等への説明に当たり、個々の特性に配慮した説明方法を用いて選択肢を提示するなど説明を行い、十分な理解を得た上で福祉サービスの提供を行った。

④苦情解決・相談体制の実効性ある運用

ア) 沖縄療育園は、利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもって的確に対応するため「苦情解決要綱」を理解するための職場内研修を実施し、職員へ周知を図った。また、職場内研修が実施できず、全体職務会等にて周知を図った施設もある。

イ) 各施設は、苦情受付担当者・第三者委員の選任を行い、苦情の解決にあたった。

ウ) 事務局は、各施設での苦情・要望等を把握し、施設だけでの解決が困難な場合は施設と協議を行いながら、対応に当たった。また、苦情・要望の件数については全施設へ発信した。

⑤虐待を発生させない体制づくり

ア) 倫理綱領自己チェックや虐待防止チェックリスト等の活用により、職員が自己の支援方法について振り返る機会を設け、虐待の早期発見・早期対応へ努めた。不適切な支援があった場合は、職員への注意指導を行い、施設及び法人の倫理委員会等にて取り上げ注意喚起を行った。

イ) 各施設は、利用者の権利擁護や権利侵害について、職員が具体例を利用者に示し、利用者自らの権利について理解するという取組を計画していたが、具体的に取り組むことが出来なかった。

ウ) 事務局は、実際に虐待が発生した場合に備えた対応マニュアルの整備について、素案がまだ作成されておらず、事務局内検討までできなかった。

⑥個人情報保護体制の整備

ア) 事務局は、個人情報保護法方針を策定、規程の見直し等を行い利用者のプライバシー保護に対する姿勢を明確にした。

イ) 各施設における個人情報保護について利用者及び家族より同意書を取る等の取組は行っているが、各施設ごとに内容が異なっているので、2019年度は法人として基本的な内容の統一を図る。

⑦成年後見制度の活用

- ア) 法人として成年後見制度の活用を推進していることもあり、施設では新たに成年後見人を立てるなど、利用者の適正な財産管理に努めた。
- イ) 事務局は、成年後見制度について市町村担当職員等を講師に招聘し、施設の利用者預り金担当職員を対象に制度の概要及び事例検討スーパービジョンの研修を行った。

(2)サービスの質の向上

①サービス提供方針の明文化

- ア) 各施設では、サービス提供方針について、新任職員受入時や職場内研修時に周知を図った。また、サービス提供方針が明文化されていない施設もあり、次年度は施設独自のサービス提供方針の策定について確認する。

②業務手順書・業務標準書の活用

- ア) 業務手順書・業務標準書に基づくサービスの提供が不十分であったことから、見直しが必要な事項についてのまとめができなかった。31年度は、全施設で業務手順書・業務標準書の運用を図り、課題の抽出を行う。

③個別支援計画等の策定及び理解、適切な記録の充実

- ア) 個別支援計画の策定にあたっては、利用者本位にサービスの提供を基本とし、利用者の立場に立ちその生活全般に寄り添い支援ができるよう、策定担当者を中心に多職種連携し策定した。
- イ) 策定にあたっては、可能な限り家族の参加を求め担当者会議を実施した施設もあるが、家族の参加が調整できなかった場合は、後日家族に内容の説明を行った。
- ウ) 策定後は、サービス提供に当たる全職員に周知するための学習会を行い、内容を把握しサービス提供にあたった。しかし、職員全体への周知が十分とは言えず、継続した取組が必要である。
- エ) 提供したサービス内容について、確実に記録・保管を行ったが、効果等についての記録はまだ不十分である。

④職員及び利用者や家族等の参加による改善の取り組み

- ア) 各施設は、投書箱や利用者満足度アンケートの実施、家族会等への参加を通して利用者及び家族等の声を聴取し、寄せられた声については職員へ周知を図ると共に、対応方法を検討し結果は書面で施設内に掲示した。
- イ) 各施設は、投書箱や利用者サービスアンケート、父母の会等への参加をとおし、利用者及び家族等の声を聴取し、改善が必要な事項については積極的に対応した。具体的には、職員の言葉遣いへの改善やおやつの回数、施設利用負担金の口座引き落としへの対応等があった。
- ウ) 事務局は、各施設の家族会等代表で構成する運営協議会を2月に開催し、家族等の声を聴取し、理事会へも報告を行った。

⑤サービスの自己点検の実施

- ア) 事務局は、施設サービス自己評価の要綱の見直しができなかつたため、実施通知にて各施設の自己点検を実施した。
- イ) 30年度より沖縄療育園の児童発達支援事業において、自己評価結果の公表が義務づけられたため、ガイドラインに沿って自己標かを行い、結果はホームページに公開した。
- ウ) 事務局は、経営対策監会議にて、各施設の自己評価の結果を共有し、課題の確認を行い各施設において改善に向けて取組を行った。
- エ) 自己評価の実施できなかつた施設について、31年度は事務局にて進捗状況を把握しながら、全施設が実施できるよう取り組む。

⑥第三者による評価の受審

- ア) 漢水学園において、第三者評価の受審を実施した。

⑦リスクマネジメントの強化

- ア) 各施設において、月1回のリスクマネジメント委員会を開催し、事故発生要因分析、ヒヤリハット分析を行い具体的対応を決定し事故の発生を予防する取組を図った。
- イ) 事務局は、各施設から挙がってきた事故報告書を元に誤薬事故等の発生要因、各施設の予防策をまとめ、事故の事例集を作成し法人全体で内容の共有を図り啓発に努めた。

(3)社会、地域との関係

①在宅での生活を支えるサービスの充実

- ア) 各施設は、できる限り在宅での生活を続けることができるようニーズ把握を強化し必要なサービスの提供に取り組んだ。具体的には、沖縄療育園では通所利用者の家族が体調を崩され在宅での生活が難しいということで、緊急での短期入所受入の調整・提供を行った。
- イ) 障害の相談支援専門員は、圏域の福祉サービス事業所と連携し、在宅のサービス等利用計画書の作成に取り組んだ。
- ウ) 高齢者施設においては、利用者や家族のニーズ把握を行い、居宅サービス（短期入所、訪問介護、居宅介護支援）事業所間で連携を図りサービスを提供した。
- エ) 宮古厚生園は、新規事業として有料老人ホームについてコンサルタントと連携を図り取組を検討したが、建築料高騰のため、取組を見合わせた。

②家族や介護者に対する支援

- ア) 北嶺学園では、相談支援事業所等と連携し、本体利用者の保護者が亡くなった際に、自宅の片づけ等の支援を行った。
- イ) 各施設は、家族・保護者へは施設行事への参加を促し、利用者や職員との交流を深めた。
- ウ) いしみね救護園は、利用者の外泊時に送迎が困難な家族に代わって送迎の支援を行ったほか、亡くなられた利用者の家族に対して葬儀や諸手続の相談に乗るなどの支援を行った。
- エ) うるま婦人寮は、利用者と家族関係が希薄で家庭崩壊ケースが多いため、利用者の意思を尊重しながら関係の修復等に取り組んだ。
- オ) にしのもり保育園は、保育に関する知識や技術など、保育の専門性を生かし、保護者の子育ての悩み相談等を受け、解決に向けて取り組んだ。

③施設機能の活用

- ア) 沖縄療育園は、駐車場及び集団訓練棟を活用し、近隣の医療機関や福祉事業所等との共済並びに自治会参加の「ふれあい祭り」を開催し、利用者、家族、地域住民等との交流を図った。
- イ) いしみね救護園は、地域のボランティア団体への駐車場及び備品の貸出しのほか、地域の保育園児との芋掘り交流を図るとともに、無人販売所設置により農作物の低額販売を行い、地域社会への貢献・交流に努めた。
- ウ) 八重山厚生園は、地域の保育園、小学校、舞踊研究所、その他団体の慰問にて利用者との交流を図ることができた。
- エ) にしのもり保育園は、毎月20日を園庭開放日とし、地域に開放した。近隣の保育園等も受け入れ、施設機能を活用した。
- オ) よみたん救護園は、地域向け陶芸教室、村内民生委員との交流会及び勉強会を開催、ジャガイモ掘りを開催し、近隣地域住民との交流を図った。

④ボランティアの育成と活動支援

- ア) 事務局は、のびのび音楽祭開催にあたり、ソーシャルワーク専門学校へ学生のボランティアの依頼を行い、これから福祉を担う人材と福祉現場が共に学び、協働し、音楽祭を作り上げる体験を共有した。学生は利用者と交流を図ると共に音楽祭のスタッフの補助としての役割も担う等の体験を行つた。
- イ) 沖縄療育園は、体験学習を含めたボランティア受け入れに係るマニュアルを整備し、利用者と交流

が図れるよう支援した。

- ウ) うるま婦人寮は、クリスマスの日に町内在の教会の訪問があり玄関先で賛美歌を披露していただき、ケーキの寄贈等もあり交流を図った。

(4)生活・ケア環境の向上

①老朽施設の全面改築、より個別支援に近い環境の整備等

- ア) 沖縄療育園は、全面改築に向け、在り方検討委員会を3回開催し、現状及び課題を踏まえ改築に向け入所定員、新規事業等の検討を行った。
- イ) 潤水学園は、児童養護施設の今後の在り方として、より家庭的で小規模な環境での養育を目指していることから、地域小規模児童養護施設及びグループホームへの移行を含む検討がまだ実施されていないので、31年度からは検討を開始する。
- ウ) よみたん救護園は、第三者評価の指摘もあり、プライバシー保護のため居室の間仕切りカーテンの取付を行った。

②快適な生活環境の実現

- ア) あけぼの学園は、緑の観葉植物や小物の多肉植物、花鉢物等を配置し、利用者の情緒面の育成に役立てた。
- イ) 北嶺学園は、利用者の身体機能に対応するため、女子棟の2部屋の和室を洋室に改装した。
- ウ) 都屋の里は、電動ベッドを22台購入し、快適なケア環境の整備に努めた。
- エ) いしみね救護園は、食堂の机・椅子を新調し快適な環境の整備に努めた。
- オ) 宮古厚生園は、静養室に新しくテーブル、ソファーベッドを設置し、家族が安心・快適に利用者に付き添える環境を整備した。

③災害対策・防犯計画等に基づく実効性のある訓練の実施

- ア) 各施設は、消防設備、電気設備等の各種機器の保守点検を専門業者により定期的に実施した。
- イ) 各施設は、法令に基づく消防計画を策定し夜間も含めて年2回の訓練を実施した。
- ウ) 都屋の里、うるま婦人寮、名護厚生園、不審者侵入を想定した防犯訓練棟や警察署と連携し防犯講話を実施した。

④災害時の事業継続計画の策定

- ア) 事務局は、法人全体の事業継続計画策定までには至らず、各施設においても計画書の作成が未整備である。

⑤衛生的な環境の整備

- ア) 各施設は、温度・湿度・飲料水・清掃・排泄物の処理等の点検を定期的に実施した。
- イ) 沖縄療育園は、グリーストラップ堆積場は厨房内にあるが、量の増加に伴い臭いが出てくることから、1ヶ月毎の回収を20日毎へ変更し衛生的な環境に努めた。
- ウ) 北嶺学園は、手洗い場やトイレ前、洗面所前にマットを敷き、業者契約にて4週間毎に交換し衛生面に考慮した。
- エ) いしみね救護園は、空調点検及びフィルター清掃をすることで衛生的で快適な環境に努めた。
- オ) 具志川厚生園は、浴室を改修し衛生的な環境の向上と併せて、利用者の安全面の向上を図った。環境美化委員会や労働安全衛生委員会において安全性を確認し対応した。

⑥感染症対策の強化

- ア) 各施設は、感染症対策委員会を開催し日常的な対策の徹底を確認すると共に、感染症が発生した際は、マニュアルに沿って対応し拡大防止に努めた。

⑦食事形態やアレルギーへの個別対応

- ア) 各施設は、利用者の咀嚼・嚥下能力に応じて食事形態を工夫し提供した。
 - イ) 各施設は、栄養管理やアレルギー対応が必要な利用者について、別メニューへの変更を行うなど個別に配慮した。
- ⑧利用者が楽しみを感じられる日々の活動の提供
- ア) 各施設は、利用者が四季を体感できるような行事の開催、季節や行事に応じた食事の提供に努めた。
 - イ) 各施設は、時間帯や場所、寒暖、活動内容に応じて衣服を着替えるようにしたが、入浴以外の日には着替えが実施できない施設もあった。

2 社会に対する姿勢

(1) 地域における公益的な取組の推進

① 実施している事業の確認

- ア) 法人の公益的取組として、漲水学園にて生活困窮世帯への学習支援事業及び卒園児の社会的自立支援事業を継続実施した。
- イ) 30年度新たな取り組みとして、『命の学校』を開講し、介護・福祉・終末医療の現場から命を学ぶをテーマに講師を招聘し、関心のある外部及び法人職員を対象に12回の講座を実施した。

② 低所得者への配慮

- ア) 漢水学園は、生活困窮世帯児童を学習支援事業で受け入れて、学習向上に努めると共に親子交流の機会を設けるなどの取組を継続実施した。
- イ) いしみね救護園は、那覇市困者就労訓練事業所の認定を受けたが、30年度は利用実績なし。今後受け入れプログラムの具体化について所管庁と調整を進めていく必要あり。
- ウ) うるま婦人寮は、労福協やパーソナルサポートセンターと連携しパソコン教室を利用者向けに開講しエクセルやワード等の学習の場を提供した。
- エ) よみたん救護園及びいしみね救護園は、一時入所事業で併せて10人の地域の方の受入を行った。
- オ) 名護厚生園、具志川厚生園、宮古厚生園は、養護老人ホームの空床を利用し生活困窮者支援として生活困窮者一時生活事業を実施し利用者を受け入れた。(具志川厚生園は実績なし)

③ 困難事例への取組

- ア) いしみね救護園は、アルコール依存症の方を受け入れ、病院・福祉事務所・家族と連携して支援に当たった。
- イ) よみたん救護園は、長期の精神科病院入院者の受け入れを行った。また、近隣市町村からの困難事例に関しては、生活指導員や精神保健福祉士が出向き、ケース概要について話し合いを持つなど関係機関との連携を図った。
- ウ) 都屋の里は、療養病棟への入院が認められる療養区分のついている方の入所受入を行い、健康管理を病院と連携を図りながら調整し、当園での生活を快適に送れるよう支援した。
- エ) あけぼの学園の相談支援事業所は、宮古島市圏域においてアルコール依存症が大きな課題となっていることから、相談支援専門員の積極的な関わりや適切なサービス利用計画に繋げられるよう努力めた。
- オ) 具志川厚生園は、うるま市より虐待ケースでの高齢者緊急一時保護事業の依頼が2件あり受入を行った。

④ 多様な社会福祉援助ニーズの把握

- ア) 沖縄療育園は、浦添市障がい自立支援協議会や介護福祉士会が開催する研修へ参加し、他法人との連携や地域の多様なニーズ把握に努めた。

- イ) あけぼの学園は、宮古島市自立支援協議会における相談支援部会・運営委員会に参加し、宮古島市障がい者福祉計画策定等へ参画した。
- ウ) 具志川厚生園は、自治会長や民生委員と連携し、地域行事へ積極的に参加した。

⑤地域を包括する公益的取組の推進

- ア) 漢水学園は、生活困窮世帯児童の学習支援の公益的な取組として、宮古島市福祉政策課や宮古島市母子会等と連携した取組を行った。

⑥地域を活性化する取組

- ア) 宮古厚生園は、あけぼの学園・漢水学園と協働により、島しょ地域介護人材確保対策事業を活用し、地域の福祉従事者関係者を対象に講演会を実施した。講師は、当法人公益的取組の事業を実施している「命の学校」の学長樋口耕太郎氏が務めた。
- イ) 沖縄療育園は、近隣の医療・福祉機関合同で開催する「ふれあい祭り」を通じて、地域住民・近隣医療福祉機関との交流を図った。

⑦福祉に対する理解の促進

- ア) 漢水学園は、施設や地域の課題を把握し、発達障害児の特性や理解について、沖縄県と連携し小中学校の教職員及び保育を対象に講演会の開催を行った。
- (イ) 各施設は、小中学校の職場体験の受け入れや大学生・専門学校生の実習受け入れ等を通して、福祉に対する理解の促進を図った。

⑧地域の安全・安心への取組

- ア) 八重山厚生園は、石垣市のAED設置場所として引き受け掲示し、地域住民や観光客などの救急救命に協力した。
- イ) いしみね救護園は、首里ネットワークに参加し、近隣施設職員や地域住民と共に生活課題の改善・点検に取り組んだ。
- ウ) 都屋の里は、読谷村社協主催の地域防災をテーマにした研修会に参加し、地域の福祉サービス事業者や民生委員、読谷村役場職員との意見交換を行った。
- エ) 沖縄療育園は、教育委員会から鏡が丘特別支援学校浦添分校に届く不審者情報について、分校から施設へ情報提供・共有することで協力体制を構築した。

(2)信頼と協力を得るための情報発信

①経営情報等の公表

- ア) 事務局は、法人の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、現況報告書をホームページ及び広報紙にて掲載し、経営の透明性に努めた。

②苦情・相談内容等の公表・説明

- ア) 各施設は、サービスに関する苦情・相談や第三者評価結果などの内容と改善・対応の状況について施設内掲示等にて公表し、福祉サービスの質の向上に取り組む姿勢を示した。
- イ) 事務局は、苦情・要望等の内容や対応方法を法人のホームページにて年2回(12月、6月)公表した。

③情報管理の徹底

- ア) 各施設は、サービス提供等に関する必要な記録を適切に保管した。
- イ) 事務局は、個人情報保護規程を全面改正し、適切な情報管理に努めるため基本ルールの策定を図った。

3 人材に対する姿勢

(1)トータルな人材マネジメントの推進

①経営理念・経営方針等の周知徹底

ア) 事務局及び各施設は、法人の経営理念・方針・目的を共有できるよう、新任職員や人事異動職員等に研修を実施した。また、各施設では、職務会を通して職員へ周知を図った。

②働き方の指針の運用

ア) 30年度は、全施設の対象職員に「働き方の指針」が運用ができなかつたため、年度途中で運用方法の見直しを図り、一部の施設では管理職間での共通認識を持つために管理職間での運用からスタートし仮運用を行つた。31年度は各施設の状況をみながら運用をスタートさせ、下半期には全施設での運用を目指す。

③業務標準書の運用

ア) 各施設の対象職員に対し、業務標準書の評価及び面談ができなかつた。また、年度途中で業務標準書が作成された事業所、まだ作成できていない施設(漲水学園)があり、31年度はにしのもり保育園も含めた全事業所の業務標準書を確立し、運用を図る。

イ) 業務標準書の見直しについては、人事異動による一次考課者への新たな説明、修正課題も含めた検討会を開催し、業務標準書の内容の周知を図る。

④トータルな人材マネジメントシステムの構築

ア) 事務局及び各施設は、良好な職場の人間関係の構築・維持について取り組んできたが、施設において問題が発生した場合は、事務局と施設双方にて改善に取り組んだ。

⑤横の連携の推進

ア) 沖縄療育園は、毎週課長会議で各課からの報告・連絡・相談事項を通して、管理職間で情報を共有し、連携を図つた。

イ) あけぼの学園は、あいさつ運動を推進し、職員間の良好な人間関係の構築と明るく発刺な利用者支援への運動に努めた。

ウ) 八重山厚生園は、職場風土の悪化による事務局からの職員対象のヒヤリングの実施をもとに、職場風土改善計画を策定し、風通しのよい職場風土の改善に取り組んだ。

エ) にしのもり保育園は、職務リーダーが配置されたことで、横の連携がスムーズにいくようになった。

オ) 事務局及び各施設は、同職・異なる職種の職員の連携に取り組み業務に当たるよう努めたが、事務分掌の必要な職種等もあり、各職種の業務の見直しも必要である。

カ) 法人内の同種施設の連携・協力については、仕組みが不十分なため、31年度は種別施設での連絡会等を実施し、それぞれの共通課題等について検討し改善に向ける。

⑥生産性の向上に向けた取り組み

ア) 事務局及び各施設は、介護ロボット等の先進的な技術導入について積極的な姿勢はあるが、具体的な検討までには至っていない。

イ) 宮古厚生園及び名護厚生園では、ICTを活用した事業を継続した。気づきデータ入力システム「MIMOTE」を活用し、利用者の状態を入力し、職員の気づきをデータ化し、利用者の情報の共有を図ると共に、職員のスキルアップを目指した取り組みを行つた。

(2)人材の確保に向けた取り組みの強化

①福祉人材の確保

ア) 職員募集について、ホームページ、新聞掲載、圏域へのチラシ配布等様々なツールを駆使したが、介護職員については応募がなく、十分な採用に結びつかなかった。

- イ) 学校訪問については、八重山厚生園が八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校に訪問し新卒採用に向けての情報交換を行う等の取り組みを図り、体制を整備した。
- ウ) 事務局は、短時間労働・業務や勤務地の限定など、雇用時間や雇用形態を工夫した多様な働き方に対応した。
- エ) 事務局は、新卒者(高卒)の採用について、経営対策監会議にて検討し、雇い入れ体制を整備した。
- オ) よみたん救護園は、障害者雇用について、パーソナルサポートセンターの実習を受け入れて、その後採用とした。
- カ) 事務局及び各施設は、ホームページ及び広報紙を通して法人・施設の取り組み内容等を発信したが、法人の価値、ブランド力を高める発信としてはまだ不十分である。
- キ) 事務局及び各施設は、小中高生への福祉教育への取り組みは実施できなかった。

(3)人材の定着に向けた取り組みの強化

①福祉人材の確保定着

- ア) 事務局は、採用後1年未満の職員に対してフォローアップの面談を実施し、不安や疑問・課題を抱えている職員については、施設の管理職と共有し対応を図った。
- イ) 事務局及び各施設は、職員間の人間関係を良好にすべく、職員ヒヤリング等を活用し、課題がある場合は、施設と事務局で対応を行った。
- ウ) 事務局及び各施設の管理職は、職員に対して動機付けを意識した行動を行うよう努めた。
- エ) 事務局はキャリアパスについて検討したが、各職種の雇用形態等の整備が必要なため、継続検討を要す。

②職員の健康と安全の確保

- ア) 事務局及び各施設は、腰痛防止・メンタルヘルス対応等の予防策について、職務会等にて職員周知を図った。
- イ) 事務局及び各施設は、パワーハラスマント・セクシャルハラスマント等の疑いが見られた際には、職員ヒヤリング等を行い状況を把握し、対応を講じた。

③職員待遇の現状の把握、分析、課題抽出

- ア) 事務局は、賃金水準・年休取得率・時間外労働時間数等により、施設より検討課題が挙がった際は改善の必要性の可否を判断し、必要な措置を講じた。

④非正規職員への対応

- ア) 事務局は、労働関係法令の遵守を行うとともに、待遇改善については、加算の手当等の係数を正規職員の基準より高くし改善を図った。
- イ) 事務局は、無期雇用について待遇は30年度は待遇は現状維持で転換を図ったが、31年度は待遇面について具体的な検討を要す。

(4)人材の育成

①人材育成制度の構築・運用

- ア) 事務局は、人材育成制度を制定し、運用できるよう整備したが、まだ本格的な運用には至っていない。
- イ) 事務局及び各施設は、経営理念を実現するために業務標準・働き方の指針に基づいた人材育成方針を明確にしたが、運用面で十分に取り組めず、研修の一元的な管理体制の整備はできなかつた。
- ウ) 事務局及び各施設は、自己啓発のための情報提供、DVDライブラリーの設置を行った。

②体系的な研修プログラムの構築

- ア) 事務局は、研修要綱の見直し予定があるが、単年度での研修計画に沿った研修を実施し、研修要綱の見直しができなかった。
- イ) 事務局は、研修プログラムについて具体的な実務に係る知識の習得、職員の福祉従事者としての倫理観の醸成を考慮した内容の構成を図った。

③キャリアパスの明確化

- ア) 事務局は、人事考課の仕組みの概要は構築したが、法人全体の運用にバラツキがあることから、昇給・昇格の基準、賃金の水準等の明確化までには至っていない。

④課長職層・指導職層の育成

- ア) 事務局は、中間管理職について「部下育成・指導の基礎的・具体的な実践」の内容で年2回の研修を実施し、各施設の職場風土の改善、利用者サービスの質の向上に繋げた。指導職研修については、各施設にて中間管理職からの育成を中心に行っているが、人事考課制度の運用が法人全体で実施できた際には、指導職層の対象者を明確にし研修を実施する。

4 マネジメントに対する姿勢

(1)コンプライアンスの徹底

①ルールに対する適切な認識

- ア) 事務局及び各施設は、積極的な研修参加や情報収集の姿勢を持ち、経営者が遵守すべき法令・その他社会的ルール等の変更等に適切に対応するよう経営対策監会議等にて喚起を図った。

②コンプライアンス教育の徹底

- ア) 事務局及び各施設は、職員に対する社会福祉関係法令、労務関連法令、虐待防止法等の適切な理解を促進するため職場内研修を実施し、社会的ルールの遵守の重要性の普及に努めた。

③法令遵守に沿った体制の運用

- ア) 事務局及び各施設は、法令遵守要綱に基づく体制を運用し、法令等の遵守の徹底に向けた管理体制を維持した。

④職員・利用者等からの通報に対する適切な対応

- ア) 事務局及び各施設は、利用者への不適切な支援、パワハラ等に関する通報に対し、職員ヒヤリング等を実施し状況を把握したうえで、必要な際には施設との連携のもと是正措置を講じた。

⑤報酬の取扱い

- ア) 事務局及び各施設は保険報酬請求等については、法令に定められた基準に基づいて請求事務を行った。

⑥適正な補助金等に取扱い

- ア) 事務局及び各施設は、取引関係者、行政関係者との利害関係者と公正かつ適正な関係を保持するよう努めた。

(2)ガバナンスの確立

①理事会・評議員会・監事

- ア) 事務局は、法令に従い理事会を執行機関とし、高齢者施設、障害施設、児童施設、沖縄療育園それぞれの部門から代表理事を選任し、年3回の理事会を開催し、主体的な法人経営に努めた。
- イ) 事務局は、法令に従い評議員会を設置し、適切な人材を配置し議決機関としての機能を強化した。

ウ) 事務局は、法令に従い監事を選任し、法人監査を適切に実施した。

②組織統治機能の強化

ア) 事務局は、理事会、評議員会にて理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業経営のチェック機能、各機関の相互牽制機能が果たせるよう努めた。

イ) 事務局は、内部管理体制基本方針、評議員会及び理事会運営要綱等の整備を行った。

ウ) 事務局は、各施設担当理事を中心とし、共通した課題解決に向けて連絡会を開催した。

③業務執行機能の強化

ア) 理事会及び理事長は、法人本部機能の強化をはじめとして、法人経営及び各事業経営が良好に進展するような執行体制の機能を強化した。

イ) 監事及び事務局は、全施設を対象とした内部監査を行い、業務執行機能の強化を図った。

ウ) 各施設の担当理事を中心とした施設種別会議、経営対策監会議、実績会議等の開催を行い、種別施設ごとの課題を共有し解決に向けた取り組みを行う体制を整えた。30年度は、施設種別会議にて、各職種の事務分掌の統一に向けて検討し方針を確認した。

(3)健全な財務規律の確立

①財務状況の把握

ア) 事務局及び各施設は、法人全体及び各事業毎の経営状況の把握するよう努めた。

イ) 適切な収益の確保に向け、既存事業の収支に関する課題の解決、新規事業検討など将来を見通した事業運営に努めた。

a) 八重山厚生園の養護老人ホームは、石垣市との交渉の結果措置費が利用者一人当たり53,000円から81,000円の改定前の単価になり、年間で収支が約900万円改善した。

b) 具志川厚生園通所介護事業は、機能訓練を中心としたサービスを取り入れるため、理学療法士の配置を行い、サービスの向上を図った。土曜日・祝日の営業開始についての協議は実施できなかつた。

c) 北嶺学園居宅介護事業について、職員の退職等により事業の継続が困難になったため、2018年12月より32年3月まで事業の休止届出を行った。

d) 都屋の里相談支援事業所は、事業開始以来赤字経営が継続しており、事業の見直しの検討を行った。結果、読谷村内在宅事業が充実しており、現在のニーズは施設入所と短期入所で、新規事業の展開が困難なため、相談支援事業所と在宅事業との連携が見込めず赤字改善が続くため、31年3月31日で事業廃止とした。

e) あけぼの学園の知的障害児入所事業の入所率が低下しており、特別養護学校の保護者等へのアンケート調査を実施し、入所のニーズについて意見を図ったところ、入所よりも医療的ケアを必要とする児童のサービスへのニーズが高いことから、入所の定員減について沖縄県に協議書を提出した。31年度は、入所施設の機能に新たなサービスの展開も含めて検討していく。

f) 新規事業について、名護厚生園の通所介護事業の開所について検討したが有料老人ホームのニーズもあることから併せて検討していきたいということになった。宮古厚生園の医療連携の有料老人ホームについては、建築費の高騰などもあり展開を見合わせている。

②会計に関する十分な体制の整備

ア) 事務局は、会計責任者及び出納職員が、社会福祉法人会計基準に関する必要かつ十分な知識を有するよう研修等を実施した。

③職務権限・役割の明確化

ア) 事務局及び各施設は、会計処理に関する事務分掌や職務権限を明確にして、適正な会計処理を行った。

イ) 各施設は、会計処理に関する業務チェック表の活用と確認作業を行うよう周知を図った。

④正確な計算書類の作成

ア) 事務局及び各施設は、計算書類を法令・ルールに従って作成した。

⑤コスト意識の醸成

ア) 事務局及び各施設は、実績報告を活用し職員に対してコスト意識を醸成するよう努めた。

⑥積立金

ア) 事務局は、事業計画に基づき目的が明確な積立を行う。

(4)経営管理者としての役割

①経営理念等の明確化

ア) 事務局及び各施設は、職員に対し経営理念・経営方針・経営目標について研修等で周知を行い、安心・安全・質の高い福祉サービスの提供に努めた。

②公益性の高い非営利組織の自覚

ア) 事務局及び各施設は、地域社会に対して生活困窮者支援などに取り組む一環として、よみたん救護園の生活困窮者就労訓練事業の指定を受けた。

③外部環境の分析

ア) 事務局及び各施設は、地域における他の事業主体の動向、潜在的な地域ニーズの把握などの外部環境を把握するよう努めた。

④内部環境の分析

ア) 各施設は、サービスの自己点検など自施設の強み弱みを把握するよう努めた。

⑤次世代の育成

ア) 事務局及び各施設は、職員の研修・教育を実施し、常に次世代の経営層の育成に努めた。

⑥責任を持った問題解決

ア) 各施設は、日頃から自施設のリスク管理にあたると共に、課題発生した場合は管理者としての責任を持ち対応する姿勢を強く打ち出し解決にあたるよう努めた。

⑦自己研鑽

ア) 管理職は、自らの職責を深く理解し、不断の自己研鑽を行うよう努めた。